

令和8年度 第1回 小平市特別職報酬等審議会 会議要録

1 開催日時

令和8年7月1日（水） 午後2時から午後3時20分まで

2 開催場所

市役所6階 601会議室

3 出席者

小平市特別職報酬等審議会委員 9名

4 傍聴者 0名

5 会次第

(1) 開会

(2) 議事

① 諮問の趣旨説明

② 資料説明

③ 質疑、意見交換

6 配付資料

資料1 小平市特別職報酬等審議会条例

資料2 消費者物価指数（東京都区部）

資料3 東京都26市特別職報酬等改定年月日の推移

資料4 東京都26市特別職の職員の給与月額状況

資料5 小平市特別職の職員の給与改定の状況

資料6 小平市の特別職と一般職の給与制度の比較等

資料7－1～3 市長・副市長・教育長給与比較

資料8－1～3 議長・副議長・議員報酬比較

資料9 議会費の市税に対する構成比

資料10 小平市議会開会数等の状況

資料11 期末勤勉手当支給月数推移

＊参考資料（東京都26市の概況）

(1) 人口・面積等

(2) 令和6年度決算状況

(3) 令和6年度財政力指数等

7 内容（要録）

（1）諮問の趣旨説明

市長：本市の特別職報酬等審議会は、前回、令和4年に開催され、特別職報酬等の額について据え置きの答申をいただき、平成8年度の改定以降、約30年間、同額のまま現在に至っている。

委員の皆様には、審議に当たり、当面する市の課題、経済情勢、市民の暮らしぶり、他団体の状況、賃金の動向などを総合的に検討いただきたい。

また、諮問事項には含まれていないが、期末手当についても、あわせて議論いただき、最終的に、改定の可否など来年1月までに答申をお願いしたい。

（2）資料説明

事務局：資料1の「小平市特別職報酬等審議会条例」は、本審議会の設置根拠であり、所掌事項として、特別職報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、報酬等の額について、本審議会の意見を聴くものと定められている。

資料2の消費者物価指数は、全国の世帯が購入する各種の商品の価格の平均的な変動を測定するものである。最後の報酬改定が行われた平成8年を100とすると、令和7年は11.4ポイント高くなっている。

資料3は、26市で比較した特別職の報酬等の改定年月日の推移である。直近の2年間では、令和6年度に稲城市、令和7年度に立川市、武蔵野市、国分寺市及び狛江市の4市が改定している。直近の改定が小平市より以前である市は、小金井市及び日野市の2市である。

資料4は東京都26市の特別職の給与月額の状態を比較したもの。

資料5は昭和40年に開催された第1回審議会から令和4年に開催された第17回審議会までの特別職の給与額と改定率の推移を記載したもの。平成8年を最後に改定が行われていない状況である。

資料6は特別職と一般職の給与制度の比較。副市長を含む特別職については、平成8年を最後に、給与改定が行われていないため、改定率はゼロが続いている。一般職については、平成8年当時の最高給与は74万2,952円だったが、令和8年は72万6,624円と、当時と比較すると下がっている。

資料7-1は、市長の給与比較である。小平市の市長の給料と期末手当の合計は26市中10番目、類似団体10市の中では7番目となっている。

資料7-2は、副市長の給与比較である。給料と期末手当の合計は26市中12番目、類似団体10市の中では8番目となっている。

資料7-3は、教育長の給与比較である。給料と期末手当の合計は26市中13番目、類似団体10市の中では7番目となっている。

資料8-1は、議長の報酬の比較である。報酬と期末手当の合計は26市中

10番目、類似団体10市の中では7番目となっている。

資料8-2は、副議長の報酬の比較である。報酬と期末手当の合計は26市中11番目、類似団体10市では8番目となっている。

資料8-3は、議員の報酬の比較である。報酬と期末手当の合計は26市中11番目、類似団体10市では8番目となっている。

資料9は、議会費の市税に対する構成割合であり、平成9年度以降の状況について決算ベースで掲載したもの。直近の令和6年度においては、市税に対する議会費の構成比は1.36%となっている。

資料10は、市議会の開会数等の状況である。令和6年は、議会の開会数が4回で、会期の日数としては107日、そのほかに本会議、全員協議会及び委員会の日数の合計は93日、議案及び請願・陳情の合計件数は、117件となっている。

資料11は、期末勤勉手当の支給月数の推移である。令和7年度は、議員の年間合計月数は3.85月、市長等は、3.75月、職員が4.9月となっている。

このほかに、参考資料として東京都26市の概況を添付している。1枚目が各市の人口、面積、議員定数、2枚目が令和6年度の各市の決算状況である。歳入総額に占める市税の構成比は38.3%、歳出総額に占める人件費の構成比は12.7%となっている。3枚目は令和6年度の26市の財政力指数等である。小平市は財政力指数が0.948、経常収支比率が91.7%、実質公債費比率が2.1%となっている。

(3) 質疑、意見交換

会長：資料に関して質問、意見などがあれば出してもらいたい。

参考資料(3)について、令和6年度の26市の財政力比較における小平市の順位を事務局ではどうとらえているか。

事務局：望ましい水準に到達してはいないが、26市中では中庸の位置と認識している。

会長：財政力指数は1を超えることが望ましい。多摩地域は1を超えている団体が多いのでこれが当たり前のように見えるが、全国の中でも財政的に恵まれている特異な状況であり、小平市が劣っているわけではない。経常収支比率については低い方が望ましく、100に近いほど裁量の余地がなく苦しくなってくるもの。実質公債費比率は債務に関する指標だが、ほぼ誤差のような数値が並んでいる。

小平市の財政力は、審議会の判断を制限するような状況ではなく、様々な選択肢を検討する余地があるといえる。

- 委員 : 本資料では令和6年決算データが示されているが、審議会の検討対象は令和9年度報酬である。現状維持の場合と報酬を最大限引き上げた場合のシミュレーションを、令和9年度予算ベースで作成することは可能か。
- 会長 : 審議会の選択肢としては、まず据え置きか改定か。そして改定の場合は、改定の幅についても審議会で決める必要がある。
- 事務局 : 令和9年度予算は答申の行われる1月時点では固まっていないため、令和8年度予算ベースでシミュレーションが可能か検討したい。
- 委員 : 財政力指数について、小平市は法人市民税の影響で近年変動が激しいので、単年と3か年平均の両方の26市資料を提供してもらいたい。
- 資料11の期末手当について、令和3年に市長の月数が変わっている。審議会で改定の答申がされていない中、どのような基準で改定したのか。
- 事務局 : 経済状況や人事院勧告をうけ職員給与が下がったため、市長自身が引き下げを決めたもの。
- 事務局 : 市長、副市長、教育長は引き下げを行ったが、議員報酬は引き下げていない。
- 会長 : 本審議会では、期末手当の水準についても検討いただきたい
- 一般職の給与が人事院勧告やデフレに従い下がる中、特別職は審議会が開かれなかったこともあり据え置きが続いていたが、近年のインフレ基調で一般職の給与が上がったことなどから、前回の答申では据え置きとなっている。
- 一方、期末手当の改定については、前回は議会で決めるべきという趣旨もあり答申に含めることになった。
- 今回は、期末手当を一般職に合わせて引き上げ、一方で報酬を下げるなど、その合計額が他市の状況を勘案しどの水準であるべきか議論することも選択肢だと思う。今後色々な視点で議論していただきたい。
- 委員 : 市長、副市長や教育長には退職手当があるが、議員にはないのか。
- 事務局 : そのとおり。
- 委員 : 全国的に議員への退職手当支給は聞いたことがない。顧問報酬のような形で元議員へ報酬を支払った自治体があったというのは聞いたことがある。
- 委員 : 資料3の26市の改定状況について、長らく改定していなかったが近年改定した団体、特に類似団体において、改定の決め手となった要因を判断材料として提供してもらいたい。
- 事務局 : 次回までに資料を用意する。
- 委員 : 資料3について、審議したが改定しなかったという情報も追加してもらえないか。
- 事務局 : 市によって開催頻度が違う。情報収集の上、資料を提供したい。
- 委員 : 前回改定を見送った主な理由を教えてください。
- 会長 : 答申の中では据え置きの理由を3つ示している。

前回の改定から長い時間が経過し、職責や職務内容が変化しているにもかかわらず据え置きとしたのは、期末手当を含めた総支給額では26市の中間に位置していることや、現職の評価ではなく職責に応じた適正な報酬水準はどうあるべきかという視点で検討する中で、当時の物価情勢等も含めて総合的に判断したものである。

事務局：前回の答申の写しを次回配付する。

会長：特別職の報酬は、一般職と切り離し、民間の役員報酬にあたるものとして評価すべきである。

委員：議員から、他市と比較して自分たちの報酬が上がっていないという意見を聞く機会はあるか

事務局：期末手当が他市と比較すると少ない等の意見は伺っている。

委員：議員は引き上げに賛成するのではないか。

事務局：様々な意見があると思う。

委員：厳しい状況の市民がいる中、それを差し置いて自分たちの議員報酬を引き上げるとことは言いづらいかもしれない。

委員：物価が上がり人件費も上がる中、30年も据え置きとなると市長のなり手がなくなる恐れもあるので、慎重に検討していきたい。

会長：資料2の消費者物価指数が4年前の審議会から10%以上上昇している事実も考慮すべきという意見と受け取った。

委員：市長や議長は非常に激務であるという印象。これから提供される資料を見ての判断にはなるが、引き上げを検討してもよいのでは。

委員：期末手当は固定なのか。それは議会で決まるものなのか。

事務局：一般職には期末手当と勤勉手当があり、勤勉手当については成績評価があるが、特別職には在籍期間に応じ決められた月数で期末手当が支給されている。

会長：月数については市長から議会に提案されるもの。

委員：八王子市の報酬等審議会では期末手当を一般職の率に合わせる答申をしたと聞いたことがある。武蔵野市では一般職の期末手当と勤勉手当を足した月数を特別職の期末手当の月数としている。

会長：期末手当の性格を特別職と一般職でどう定義するかは重要な視点である。特別職も一般職に合わせるのか、その場合は、わざわざ別の基準を定めている小平市の現状をどう評価するのも含んだ提案になると思う。

他にご意見がなければ、事務局から次回以降の日程について説明を。

事務局：(次回以降の日程を説明)

会長：これをもって、本日の審議会を終了する。